

立法政策上の判断による修正とその考え方

箇所	修正の内容	修正についての考え方
<p>第2 定義</p>	<p>【修正前】</p> <p>第2 定義</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及び<u>その家族又は遺族をいいます。</u></p> <p>※ (1)及び(3)～(5)は略</p> <p>【修正後】</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及び<u>その家族又は遺族である県民をいう。</u></p> <p>※ 一及び三～五は略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子案では、犯罪被害者等の定義を「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族」としていました。 ・ 条例の効力が及ぶ範囲をより明確にするため、犯罪被害者等の定義を「犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族である県民」としました。
<p>第18 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</p>	<p>【修正前】</p> <p>第18 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</p> <p>1 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、及び安心して日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとします。</p> <p>2 県は、前項の施策を講ずるに当たり、犯罪被害者等が<u>十八歳に満たない者であるときは、</u>その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとします。</p> <p>【修正後】</p> <p>(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)</p> <p>第十四条 (第1項は同上)</p> <p>2 県は、前項の施策を講ずるに当たり、犯罪被害者等が<u>十八歳に満たない者その他の精神的に未成熟である者であるときは、</u>その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例骨子案では、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する施策を講ずるに当たり、犯罪被害者等が18歳未満に満たない者であるとき、発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めることとしていました。 ・ 本条文の趣旨は、発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めることにあるため、その対象者に「その他の精神的に未成熟である者」を追加することとしました。